第5号議案

「自然エネルギー信州ネット」会費制度導入について (案)

1) 会費制度導入にあたって(趣旨説明)

2011年7月31日の設立以来、「自然エネルギー信州ネット」は連携する地域協議会の設立支援ならびに専門部会の立ち上げなど、運営体制づくりに取り組みました。当ネットの事業内容が明確になるまでの期間は、会員の皆さまへの年会費は設けず、自然エネルギーの普及に関心がある皆さまに広く参加を呼び掛けさせていただきおかげさまで2012年4月末現在の会員数は、正会員(企業・団体)131、準会員(個人)111、賛助会員(個人・団体)12の計254となりました。

平成 23 年度については、立ち上げ当初ということで、長野県からの委託事業として事務局運営や専門部会・地域協議会の運営支援を行うことができましたが、平成 24 年度からは、「自然エネルギー信州ネット」は、このような県からの支援のみに依存するのではなく、地域での公共性・公益性の高い自然エネルギー事業主体と連携して、自立的、継続的に、長野県でのエネルギー自給率 100%に向けた自然エネルギー普及拡大支援事業に取組める体制づくりをしていくことが必要不可欠になっております。

当ネットの活動趣旨にご賛同いただき、会費制度導入へのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2) 会費制度・年会費案作成までの経緯

会費制度ならびに年会費の設定つきましては、以下のプロセスで議論を重ね、 考え方を整理して参りました。

- ・平成23年度第4回運営会議(H24/2/14開催)にて、会費制度について議案として取り上げました。早急に理事ミーティングを開催し、深く議論の上、総会に向けて決定していくこととなりました。
- ・理事ミーティング (H24/3/15 開催) にて、「自然エネルギー信州ネット」の持続可能な組織 運営と会費のあり方について 理事、監事、事務局間での率直な意見交換が行われ、認定 NPO 法人環境エネルギー政策研究所所長の飯田哲也さんのアドバイスをいただきながら 会費制度 の方向性について合意されました。
- ・理事懇談会(H24/4/10 開催)にて、会費の使途と予算案(事務局案)に基づき、年会費の具体的な考え方について議論しました。事務局にて考え方を整理し、具体的なシミュレーション案を作成して、運営会議に臨むことになりました。
- ・平成24年度第1回運営会議準備会(H24/4/19開催)にて、会費シミュレーション案をたたき台に意見交換を行い、集約した意見を運営会議で審議しました。 運営会議で挙げられた意見を反映し、本日の総会で提示する「会費制度・年会費案」作成に至りました。

3) 会員区分と年会費案の考え方

以下の考え方をもって、自然エネルギー信州ネット会員区分と年会費案を設定しました。

- ・個人会員の「正会員」枠を設ける
- ・団体正会員の会費は、営利団体と非営利団体とで会費設定を分ける
- ・団体入会のメリットとして、団体メンバーであれば会員サービスが受けられる (メンバー登録制とする)
- ・活動に参加したいが、議決権までは必要としない会員区分を「準会員」とする
- ・情報だけを必要とする会員を「情報会員」とする(会費無料)
- ・信州ネットの活動にご賛同いただき、支援していただく会員を「賛助会員」とする
- ・行政の立場から信州ネットの運営を支援いただく会員を「行政会員」とする
- ・全ての区分において、メールを使用しない会員へは連絡費1,000円/年をいただく

会員区分		決議権の有無	年会費	要件		目標会員数	目標会費計	
正会員	団体(企業、営利団体)	決議権有り	10,000	自然エネルギーの普及に取組みたい団体代表者、専門分野の研究者		100	¥1,000,000	
	団体(NPO、市民団体)	決議権有り	6,000	自然エネルギーの普及に取組みたい非営利団体代表者		30	¥180,000	
	個人	決議権有り	6,000	 自然エネルギーの普及に積極的に関わりたい個人		30	¥180,000	
準会員	個人	決議権無し	3,000	議決権を必要と	_ない個人		30	¥90,000
情報会員	個人·団体	決議権無し	0	情報だけ欲しい	■人·団体		40	¥0
賛助会員	個人・団体問わず	決議権無し	20,000	 信州ネットの活動を支援していただく団体、個人		10	¥200,000	
行政会員	行政	決議権無し	0	 行政の立場から信州ネットの円滑な運営を支援(広報、会場提供など)		な運営を支援(広報、会場提供など)	15	¥0
※メールを使用しない会員	連絡費 1,000円を別途い	ただく					255	¥1,650,000
◆会員区分と特典(案)								
	正会員	準会員	情報会員	賛助会員	行政会員			
議決権がある	0	×	×	×	×			
部会に参加できる	0	0	×	0	0			
専門部会の役員になれる	0	×	×	×	×			
理事になれる	0	×	×	×	×			
講習会等の参加費割引	0	0	×	0	0			
MLでの各種ご案内	0	0	×	0	0			
月刊メールニュース配信	0	0	0	0	0			

4) 新会員制度への移行(進め方)

- ・全会員にメール等で新会員制度の趣旨と内容をご案内いたします。
- ・希望する会員区分とそれに付随する要件を確認させていただき、年会費の納入確認をもって、 新会員制度への移行とさせていただきます。
- ・新たな会員名簿を作成し、8月を目処にホームページに掲載いたします。 事務的作業の関係上、**平成24年6月30日まで**に、本年度分の年会費を納入いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。
- ・6月30日以降に年会費納入の場合は、移行手続きが完了するまでの間を一旦「情報会員」とさせていただきます。